

松江市 報道機関配布資料

令和8年6月4日

件名

令和8年度第1回松江市伝統的建造物群保存地区保存審議会の開催について

内容

- 開催日時 令和8年6月9日 13時30分～15時30分
- 場所 美保関文化交流館1階会議室(松江市美保関町美保関 661 番地)
- 設置根拠、議題など 別紙のとおり
- 委員名簿 別紙のとおり

【問い合わせ】

文化スポーツ部 文化財課 担当：山崎・三宅 電話：55—5956

令和8年度第1回松江市伝統的建造物群保存地区保存審議会

日時：令和8年6月9日（火）

13:30～15:30

場所：美保関文化交流館会議室

次 第

1. 開会

2. 松江市文化スポーツ部長あいさつ

3. 報告

(1) 重要伝統的建造物群保存地区の選定の答申

(2) 松江市美保関伝統的建造物群保存地区の手引き・マップの作成

以下、非公開

(3) 現状変更申請の届出状況について

4. 議事

(1) 令和9年度保存修理事業について（修理2件）

5. その他

(1) 記念事業について 9月12日（土）

(2) 次回の第2回伝建審議会 令和9年2月頃

【配布資料】
・松江市伝統的建造物群保存地区保存審議会 名簿
・（報告1）文化庁報道発表資料
・（報告2）松江市美保関伝統的建造物群保存地区の手引き、マップ
・（報告3）現状変更許可申請の状況
・（議事1）令和9年度保存修理事業について（修理2件）
・（参考）Mihonoseki 伝建だより vol.12, 13

【事務局】 松江市 文化スポーツ部 文化財課 歴史まちづくり係
〒690-8540 島根県松江市末次町86番地
電話番号：0852-55-5956 FAX：0852-55-5658 E-Mail:rekimachi@city.matsue.lg.jp

松江市伝統的建造物群保存地区保存審議会 名簿

任期：令和7年1月1日～令和8年12月31日

	役職	分野	氏名	所属
1	委員	建造物	足立 正智	一般社団法人島根県建築士会 相談役 建築設計事務所 飴屋工房
2	委員	建造物	島田 敏男	前 独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 特任研究員
3	委員	建造物	坪倉 菜水	一般社団法人島根県建築士会 会長 コクーン設計舎 代表
4	委員	都市・建築	細田 智久	島根大学総合理工学部 建築デザイン学科 教授
5	委員	建造物	和田 嘉宥	米子工業高等専門学校 名誉教授
6	委員	住民	戎谷 省吾	美保関町自治会代表
7	委員	住民	大鼓 裕次	松江観光協会美保関町支部 副支部長 太鼓醤油店
8	委員	住民	波多野真代	美保関まちなみ研究会 前 松江市地域おこし協力隊
9	委員	住民	北國 里美	美保関まちなみ研究会 株式会社 北國
10	委員	住民	三角 邦男	松江観光協会美保関町支部 理事 美保関観光(株)代表取締役
11	アドバイザー		中安 恵一	島根県教育庁文化財課文化財係 主幹
12	事務局	—	加納 克浩	松江市文化スポーツ部長
13	事務局	—	藤井 一	松江市文化スポーツ部 文化財課長
14	事務局	—	山崎 美沙	松江市文化スポーツ部 文化財課 歴史まちづくり係長
15	事務局	—	安田 杏美	松江市文化スポーツ部 文化財課 歴史まちづくり係
16	事務局	—	作野 達彦	松江市文化スポーツ部 文化財課 歴史まちづくり係

松江市伝統的建造物群保存地区保存条例―抜粋―

(松江市伝統的建造物群保存地区保存審議会)

第12条 市長の**附属機関**として、松江市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、**市長の諮問に応じて、保存地区の決定、保存活用計画の策定等、保存地区の保存に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長に建議する。**

(審議会の組織)

第13条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員の委嘱)

第14条 委員及び臨時委員は、**学識経験のある者、関係行政機関の職員又は関係地域を代表する者等**のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第15条 委員の任期は、**2年**とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

第16条 **審議会に会長及び副会長を置く。**

2 **会長及び副会長は、委員の互選により定める。**

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第17条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の**2分の1以上が出席しなければ開くことができない。**

4 審議会の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第18条 審議会の庶務は、文化スポーツ部において処理する。